

# 「春の農業用水路転落事故防止強化期間」の概要について

農業用水路事故を防止するため、「農業用水路安全対策ガイドライン」に基づくソフト対策の一環として、令和2年度より「農業用水路転落事故防止強化期間」を設け、広報・啓発活動を強化。

## 1 時期 年3回

春 令和6年4月20日（土）～5月20日（月）

（春の陽気に誘われ外出が増えるとともに農作業が始まる時期）

秋 令和6年8月20日（火）～9月20日（金）

（稲刈り前の草刈りなどで、農業用水路に近づく機会が多い時期）

冬 令和6年12月1日（日）～12月31日（火）

（降雪期に入り、農業用水路付近での除雪作業により危険性が増す時期）



一斉点検による危険箇所の確認

## 2 春の強化期間の概要

### （1）農業用水路危険箇所一斉点検

- ・県内全ての土地改良区等が強化期間内に、安全対策推進員等の関係者、行政（県・市町村）及び地域住民が参加し、地域の農業用水路の一斉点検を実施
- ・4月22日（月）に、土地改良区、安全対策推進員、県、市町村、地域住民及び警察官と連携し、地域の農業用水路の危険箇所の点検等を実施

新川農林振興センター：滑川市堀江地内（滑川署）

富山農林振興センター：上市町白萩西部地内（上市署）

高岡農林振興センター：高岡市国吉地内（高岡署）

砺波農林振興センター：南砺市西明地内（南砺署）

- ・点検時において①注意喚起看板の付替え、②簡易な応急対策、（トラロープやチェーン等）などを実施

### （2）ポスターのぼり旗の掲示など

- ・「強化期間」を周知するのぼり旗を掲示
- ・強化期間ポスターの掲示

### （3）メディア等を活用した広報・啓発

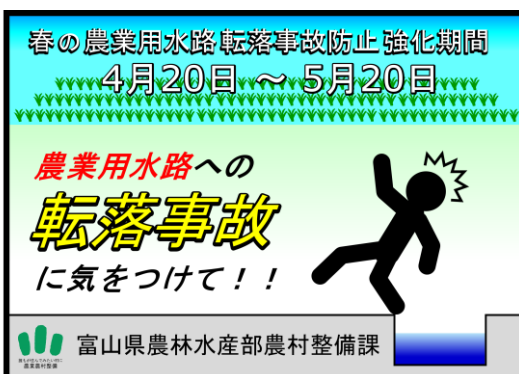
- ・富山県ホームページ、Xによる注意喚起
- ・富山県民会館、県施設におけるCMの放映

### （4）関係機関等との連携

- ・「安全安心」・「高齢者」・「子ども」の観点から、県の関係部局への情報共有及び関係団体への周知
- ・その他、県・市町村・土地改良区や工事現場等の事務所でのポスター看板等の掲示 など



転落事故防止看板



春の事故防止強化期間のポスター



のぼり旗



パトロール車ステッカー



ホームページでの注意喚起



X（旧ツイッター）への掲載

【お問い合わせ先】 富山県農林水産部農村整備課 (076-444-3375)

新川農林振興センター指導課 (0765-22-9138)

富山農林振興センター指導課 (076-444-4468)

高岡農林振興センター指導課 (0766-26-8443)

砺波農林振興センター指導課 (0763-32-8125)